

平成 30 年事業計画

誰もが活躍できる社会へ

ホームヘルプ事業所りべるたす

グループホーム・空所利用型短期入所・日中一時支援りべらる

りべるたすクリニック

WORK STATIONりべるたす

障害者相談支援センターこすもす

喀痰吸引等研修事業所



一人一人が活躍できる社会へ

平成 20 年 3 月にりべるたす株式会社を設立してから 8 年後の平成 28 年 4 月に社会福祉法人りべるたすとなりました。

当法人は設立の当初から主に ALS や筋ジストロフィーなどの難病の方や重症心身障害をもつといわれる方の支援を行ってきました。

ケア、ICT の進化から世の中の考え方も少しずつ変わってきた 10 年だったと思います。これからは一人一人が活躍できる社会へと、仕事や生活の中での活躍の場づくりを考えていける支援体制に変えていきます。

職員数は平成 30 年 3 月 1 日現在、株式会社と社会福祉法人を合わせて 135 名となりました。正規職員 45 名、65 歳以上の職員は 40 名（さらに時給者のうち 16 名は社会保険加入者）となっております。ホームヘルプ中心の当法人ですが、正規職員率を上げ、職員が社会のために貢献しつつ子供を産み育てることができることを目指しております。

地域の方との交流は行事だけでなく、地域社会福祉協議会のおつかいバスの運行、買い物支援をはじめました。昨年度から準備会をスタートし、話し合いを続けてまいりました。また、町内へのアンケート調査を行いニーズ調査も致しました。

平成 30 年度からの新たなスローガンとして

「私たちは誰もが活躍できる社会を目指します」

をモットーに事業運営を行っていきます。



ご挨拶



いつもりべるたすをご支援いただきありがとうございます。平成20（2008）年1月に株式会社を設立して8年して、社会福祉法人へとかわりました。障害があっても施設や病院でなくて地域で暮らすということを大事にしてきた8年でしたが、ここからは社会で活躍し、地域の中で生活する社会へづくりへ転換したいと思います。私たちの良いところを生かして、地域とつながりながら、福祉の価値を変えていけるよう努力したいと思います。

平成30年3月 理事長 伊藤佳世子



社会福祉法人として、地域において安定したサービス提供が求められています。そのためにも働きやすい環境づくりがとても大切になります。多様な働き方を認め、それぞれの働き方で働きつけられる組織を作っていきます。

そして、いつも大変お世話になっている地域の皆さんにりべるたすがあってよかったといってもらえるように、地域の課題を一緒に検討し解決していきたいと思っています。

執行理事 堀 智貴

社会福祉法人になり、特に地域で困っている重たい障害をお持ちの方からのお問い合わせが多くなっています。緊急対応についても28年度は特に多くお受け致しました。しかしまだまだそれに十分対応できるだけの人材が不足しており、介護の質の向上や研修計画、医療や他職種との連携の仕方、環境整備など課題は多いです。どんなに重たい障害を持っていてもその人らしく生き生きと過ごすことができるために日々努めてまいります。



理事（事務局長）池田敏子



不適切な医療の原因は「情報の非対称」にあります。これは医療者が患者に対して医療の内容や見込みを「言ったかどうか」にこだわり、「伝わったかどうか」をないがしろにしているからです。福祉にも同様な問題がある可能性があります。そういった問題を無くしていく努力を多くの方の理解と協力の下、「りべるたす」全体さらに関係各位で既に始めています。今後の発展に大いに期待してください。飛躍の年になる予感がします。

理事（りべるたすクリニック院長・りべるたす産業医）河原仁志

日頃から皆様におかれましては当法人にご尽力いただき感謝しております。平成30年度は共同生活援助事業の拡大に伴い、既存の共同生活援助事業も含め、当事業にかかわるリーダー的スタッフの役割を明確にし、当事業全体をまとめ、統率していけるよう努めます。どうぞよろしくお願いいたします。



理事（施設長）西川 壘



社会福祉法人りべるたすをご支援賜り誠にありがとうございます。どんな障害があっても、地域住民のひとりであることに違いはありません。りべるたすは一人ひとりの希望する生き方、生活を、まさに地域住民の一人として暮らすためのお手伝いを行ってきました。そして、その活動は地域社会づくりそのものへ変化していきます。

まちづくりはひとづくり。今年のりべるたすも引き続き 応援のほどよろしくお願い致します。

外部理事 下河原忠道



当法人の基本理念は「誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指します」とする。

行動指針

- 一、 私たちは、難しい事柄に遭遇したとき、評論家にならず解決に向けて行動します。
- 一、 私たちは、日々の行動に満足せず、自ら課題をもち考える姿勢をもち続けます。
- 一、 私たちは、組織内のチームワークはもちろんのこと、多様な人々との関係性を大切にします。

私たちの支援の方針

一、障害にこだわらない支援

りべるたすではどんな障害も受け入れます。障害だけではなくその人を理解することが大切であり、その可能性を信じていきます。

一、生活の幅を広げ、開拓する支援

生活の幅を広げるために一緒にいろいろなことにチャレンジしていきます。できることをどう広げていけるかを考えます。そのことが地域への啓発にもつながります。

一、相手をおもいう真摯な支援

生活していればいいことばかりではなく、嫌なことを言わないといけない場合もあります。一人の人間として真摯に尊重してその方を見て、しっかりと受け止めた支援をします。対応がいいことが真摯な支援ではありません。

一、つなげる／つながる支援

抱え込まないように、色々なサービスとつなげる、地域とつなげる、地域の資源をつなげる。それが小さな輪になったり大きな輪になったり、その人に合わせて笑顔でつながりをもって支えていきます。



社会福祉法人としての使命、経営の原則

社会福祉法人の在り方が問われる昨今、全国社会福祉施設経営者協議会が提唱する「社会福祉法人アクションプラン 2020」を参考に当法人を経営していく。

アクションプラン 2020 では、「公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営」に関する 10 の経営原則を改定するとともに、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の実実・発展」に寄与するために、4 つの基本姿勢と 14 の取り組み課題を行動指針として整理している。

(1) 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む社会福祉法人「社会福祉法人として常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行います」

- ・ 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。（行動指針 1）
- ・ 常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。（行動指針 2）
- ・ 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。（行動指針 3）
- ・ 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。（行動指針 4）

(2) 社会に対する基本姿勢

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行う社会福祉法人「地域の実情・利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携して、サービスを提供する仕組みを構築します」

- ・ 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。（行動指針 5）
- ・ 社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が必要不可欠です。今“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。（行動指針 6）

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

良質な社会福祉人材を育成する社会福祉法人「我が国の社会福祉に必要な人材を、国内外問わず教育、育成します。また、福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組みます」



- 経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。（行動指針7）
- 良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。（行動指針8）
- 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。（行動指針9）
- 法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組みます。（行動指針10）

（4）マネジメントに対する基本姿勢

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする社会福祉法人「非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行います」

- 社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。（行動指針11）
- 国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。（行動指針12）
- 公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。（行動指針13）
- 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。（行動指針14）



法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす（2016年4月1日登記）		
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1		
	電話	043-497-2373	FAX 043-497-2728
理事長	伊藤 佳世子（千葉市）		
理事	堀 智 貴（厚木市）	執行理事	
	下河原 忠 道（浦安市）	株式会社シルバーウッド代表取締役	
	河 原 仁 志（相模原市）	りべるたすクリニック院長	
	池 田 敏 子（千葉市）	事務局長	
	西 川 壘（市原市）	施設長	
評 議 員	武 石 直 人（千葉市）	社会福祉法人千葉県福祉援護会	
	濱 上 賢 一（千葉市）	21地区自治会連絡協議会顧問	
	関 口 幸 一（袖ヶ浦市）	NPO法人ぽびあ代表	
	安 形 典 子（柏市）	患者家族	
監 事	柳 町 和 巳（船橋市）	柳町会計事務所代表	
	坂 本 洋 一（所沢市）	元厚生労働省障害福祉専門官	
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業（イ）障害福祉サービス事業の経営 （ロ）特定相談支援事業の経営 （ハ）一般相談支援事業の経営 （二）障害児相談支援事業の経営 （ホ）移動支援事業の経営 （ヘ）老人居宅介護等事業の経営 2. 公益を目的とする事業（1）研修事業 （2）診療所の経営 （3）社会福祉に関する調査研究事業 （4）福祉用具貸与・販売 （5）住宅改修 （6）居宅介護支援事業		
所 轄 庁	千葉市		



ヘルパーステーション りべるたす概要

事業名称 りべるたす

管理者 福井佐一

サービス提供責任者 福井佐一
池田敏子
林典子
堀内陽子
鶴岡由美子
三井隆寛
斉藤みさ子
佐々木 葉

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1
電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728

事業指定日 平成28(2016)年4月1日

事業の種類 1 指定障害福祉サービス事業
居宅介護、重度訪問介護、同行援護 (1210103741)
移動支援 千葉市 (1260103740)
市川市 (1260361512)
四街道市 (1260)
2 指定介護保険事業
訪問介護 (1270104803)
定期巡回随時対応 (1290100393)

苦情受付担当者 管理者

協力医療機関 りべるたすクリニック



グループホーム りべらる概要

事業名称	りべらる
サービス管理責任者	西川 壘
所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1 電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728
事業指定日	平成28(2016)年9月1日
事業の種類	指定障害福祉サービス事業 共同生活援助・介護サービス包括型(1220100364) 空床利用型短期入所(1210103956) 日中一時支援
苦情受付担当者	サービス管理責任者
防火管理者	西川 壘
協力医療機関	りべるたすクリニック

WORK STATION りべるたす概要

事業名称	WORK STATION りべるたす
管理者	岡本 拓也
所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 電話 FAX
事業指定予定日	平成30(2018)年6月1日
事業の種類	指定障害福祉サービス事業 自立訓練(生活訓練)・訪問型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援B型
苦情受付担当者	管理者



りべるたすクリニック概要

事業名称	りべるたすクリニック
院長	河原仁志
所在地	〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6-101 号 電話 043-441-3360 FAX 043-309-5590
事業指定日	平成30(2018)年2月26日(5月より法人での運営開始予定)
事業の種類	医療保険 介護保険 特定疾患治療費 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療 指定自立支援医療機関 労災指定医療機関 生活保護指定医療機関
診療科	内科
診療日	水曜日の9時から18時、金曜日13時から18時 予約外来
苦情受付担当者	佐久間綾子
苦情受付担当者	伊藤佳世子

喀痰吸引等研修事業所りべるたす概要

事業名称	喀痰吸引等研修事業所りべるたす
担当者	中塚暉男
所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1 電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728
事業指定日	平成28(2016)年11月1日
事業の種類	喀痰吸引等研修事業所(1220023)



居宅介護支援事業 相談支援センターこすもす

事業名称	相談支援センターこすもす
管理者	角橋笑子
所在地	〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6-101 号 電話 043-309-5510 FAX 043-309-5590
事業指定日	平成30(2018)年5月1日予定
事業の種類	指定介護保険事業 居宅介護支援事業
苦情受付担当者	管理者

相談支援センターこすもす概要

事業名称	相談支援センターこすもす
管理者	伊藤佳世子
所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1 電話 043-497-2728 FAX 043-497-2728
事業指定日	平成28(2016)年9月1日
事業の種類	指定障害福祉サービス事業 特定相談、一般相談支援事業 (1230100610) 障害児相談支援事業 (1270100322) 自立生活援助
苦情受付担当者	管理者



福祉用具貸与、販売りべるたす概要

事業名称	福祉用具貸与、販売りべるたす
------	----------------

管理者	河合正文
-----	------

所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1
-----	------------------------------

電話	043-497-2373	FAX	043-497-2127
----	--------------	-----	--------------

事業指定日	平成30(2018)年5月1日予定
-------	-------------------

事業の種類	指定介護保険事業
-------	----------

福祉用具貸与

福祉用具販売

苦情受付担当者	管理者
---------	-----



平成30年度（2018年）事業計画

内容 CONTENTS

一人一人が活躍できる社会へ.....	1
ご挨拶.....	2
社会福祉法人りべるたすのおもい values.....	4
法人概要.....	7
ヘルパーステーション りべるたす概要.....	8
グループホーム りべらる概要.....	9
WORK STATION りべるたす概要.....	9
りべるたすクリニック概要.....	10
喀痰吸引等研修事業所りべるたす概要.....	10
居宅介護支援事業 相談支援センターこすもす.....	11
相談支援センターこすもす概要.....	11
福祉用具貸与、販売りべるたす概要.....	12
I. 基本計画.....	15
1 平成30年度運営計画.....	15
2 中期運営計画.....	16
3 長期計画.....	20
II. 組織体制.....	21
一 組織体制.....	21
二 職員の役割分担.....	22
三 各事業部門.....	25
1 ホームヘルプ部門.....	25
2 グループホーム部門.....	25
3 りべるたすクリニック部門.....	28
4 WORK STATION りべるたす.....	28
5 相談支援センターこすもす.....	29
6 福祉用具貸与・販売りべるたす.....	29
7 喀痰吸引等研修.....	29



四 職員の状況.....	31
五 会議	31
六 研修	32
七 組織としての取り組み.....	32
Ⅲ. 平成 30 年度年間行事計画表.....	37
1 年間安全衛生推進計画.....	37
2 法人本部の事業計画.....	39
3 平成 30 年行事予定表.....	40
Ⅳ. 事業計画.....	45
1 平成 30 年度の重点事項.....	45
2. 事業計画.....	46
Ⅴ. 防災計画.....	53
1 避難をするかどうかの判断.....	53
2 災害時における緊急の組織体制（災害対策室）	53
3 任務	54
4 緊急連絡.....	54
5 情報の収集と提供.....	55
6 応急救護・初期消火・避難等.....	56



I. 基本計画

社会福祉法人りべるたす（以下、当法人）が提供するサービスは、国連障害者権利条約、障害者基本法、障害者総合支援法、並びに社会福祉法等を念頭に提供しようこの基本計画を策定する。また、計画の徹底を図れるよう各事業所で周知し、計画に向かって進めるようにする。

1 平成 30 年度運営計画

昨年度まで温めてきた計画の地域に必要な事業を行う。

- (1) 株式会社の事業をすべて社会福祉法人に統合（行政との準備が整い次第）
グループホーム「はれ」に関しては6月よりスタート
- (2) りべるたすクリニックの開所（5月スタート）障害児者の訪問診療・訪問看護を中心にする。
- (3) グループホームの増設
すまいる10（16床、予算1億）6月スタート予定
桜木町グループホーム8床（賃貸）平成31年3月スタート予定
- (4) 多機能型（就労移行、就労B、自立訓練定員20名 8千万円）6月スタート
- (5) 川戸ハブ拠点事業の農地転用、開発行為、日本財団へのプレゼン、確認申請から着工（予算6億9800万円・うち一部日本財団）※中期計画に記載
- (6) 相談支援事業にて自立生活援事業を開始。
- (7) 福祉用具貸与・販売、住宅改修事業を平成30年5月より社会福祉法人へ。

運営方針

当法人は障害者権利条約を尊重して福祉サービスの提供にあたることを運営方針の基礎とし、次の運営方針とする。また、社会福祉法人として地域に貢献していく。

1 経営組織のガバナンスの強化

理事会をこまめに開き、経営の迅速化を図る。

理事会の内容を評議員会で報告し、丁寧に資料をつけて審議を図る。

2 事業運営の透明性

定款、現況報告書をホームページで公表。

内部管理体制の整備。

必要な規則の整備。



3 職員の資質向上

法人の人材育成目標を立案し、職員個々に目標を立て上司と共に目標達成させることにより、人事育成を図る。

苦情解決委員会と苦情解決規定の設置。

ベテラン職員の喀痰吸引等研修第一号研修修了者を増やす。

資格取得研修に積極的に派遣する。

管理者研修、サービス提供責任者等研修、ヘルパー研修等をまめに行う。

内部研修において実践発表のコンペを行い、より充実した研修を目指す。

4 地域交流と地域貢献

納涼祭、体育祭、神社を守る会、手作り公園の会で地域住民と交流。

地区社協のお助け隊で、お買い物バスとゴミ回収事業への参画。

災害時の要介護者の防災拠点として地域整備を行う。

2 中期運営計画

(1) 平成32年(2020)年までに成果を得られるようにするための法人の運営計画

「社会福祉法人行動指針」14項目は、法人経営にとって重要な取り組みであるが、中でも法人として成果を得るべき5項目を「重点課題」として積極的に取り組んでいく。

① サービスの質の向上

第三者における評価の受審

研修会・勉強会の積極的な開催、地域ケア会議等への出席を積極的にする。

調査研究部門で社会福祉事業等を検証する

社会福祉法人りべるたす苦情解決委員会規定を作成する

② 地域における公益的な取組の推進

多様な社会福祉ニーズと地域のニーズの把握。

川戸町社会福祉協議会と連携し、公益事業を行う。また、障害のある人もない人も集える場づくりを行う。

③ 信頼と協力を得るための情報発信

地域から信頼される情報発信、広報誌、ホームページ、Facebookで情報を発信。

④ 人材の確保に向けた取り組みの強化

福祉人材の確保 当法人の福祉人材確保対策は次の通り。



職員体制 平成 31 年に向けて新卒者の採用スキームの確立。

事業の拡大も見込み、平成 31 年春に 10 名の既卒、新卒の正社員の雇用を目指す。

離職者を減らす 腰痛の予防、責任者によるフォローアップ、研修体系の確立、評価制度の充実を行う。

⑤ 組織統治（ガバナンス）の確立

法人本部による事務機能、システムの強化を行う。

(2) 平成 32 年（2020）年までに成果を得られるようにするための事業の運営計画

① りべるたす川戸拠点事業計画

計画予定地： 千葉県千葉市中央区川戸町 312-23, 25, 32, 34

利用対象者： 川戸町の皆さん、障害のある方、高齢者、子供その他どなたでも、集える場所と活躍の場の提供。

運営事業と定員： 就労移行支援（6）、就労継続支援 B 型（6）、共生型自立訓練（10）、共生型生活介護（20）、放課後デイサービス（5）、児童デイサービス（5）、短期入所（5）、診療所、ホームヘルプ事業、相談支援事業、喀痰吸引等研修事業第 1 号、第 3 号、誰でも集いカフェ、お弁当屋、こども学習支援、川戸地区社会福祉協議会お買い物バス・ゴミ出しコーディネート事業

事業開始予定： 平成 31 年 6 月より全面開始予定。

平成 30 年より、末広町でクリニック、川戸町 4 1 1 番地 1 で、多機能型就労移行、就労 B、共生型自立訓練 22 名定員を平成 30 年 6 月より先行開始。（後にこの場所は倉庫として利用予定）※



1階部分





2 階部分



43

川戸拠点事業の必要性

重症心身障害児者守る会のアンケートと川戸町アンケート調査結果。

- 一、子供でも、高齢者でも、障害者でも集いやすい場所や手段がほしい。
- 一、運動したり、勉強したり、仕事のできたり、お風呂に入ったりの活動の場が必要。

千葉県重症心身障害児（者）在宅アンケート（千葉県重症心身障害者を守る会在宅会員 87 名のうち回答数 47 件・実施日平成 28 年 5 月 30 日～6 月 10 日）より引用。

※ 在宅会員の約 9 割が重症児者施設のある地域に住んでいる。

1 福祉サービスの利用

日中はほぼ全員（97%）がどこかに通っているものの送迎は潤沢ではない。

2 困っていること ショートステイ、送迎、通う場所

通うところがない（5）、通所や通学の送迎（9）、短期入所が取れない（20）、日中一時支援の利用が出来ない（5）、入浴介助（11）、通院・入院時の人手（8）

川戸地区 14 自治会の全世帯（1751 世帯）調査日時 平成 29 年 2 月

調査方法 回覧板を活用してアンケート用紙を配布、自治会の班長さんに回収、返信をしていただいた。回収数：765 件（回収率：43.7%）

必要だと思うサービスや設備、地域の方と集まれる場所、飲食店や弁当屋、子供の遊べる場所、子育て支援の場所、交通機関、移動サービス。



3 長期計画

当法人は3年程度の中期目標と10年間の長期計画「りべるたすプロジェクト10」を策定し、利用者はもとより職員、利用者の家族、地域住民にわかりやすく夢の持てる計画を立案し実行していく。これは今年度の管理者会議で10年計画でつくる。

◎りべるたすプロジェクト10

当法人が5年後に地域でどのような責任を持ち、貢献していくのかを明確にし、当法人にかかわるすべての人々との共有を図ること。

【目標】 当法人が地域に根差した活動ができるようにすること。

地域の相談窓口として、利用価値のあるものになる。

地域の方が交流できる場であるようにする。

福祉サービスの有無にかかわらない活動、場の提供であるようにすることへの転換。

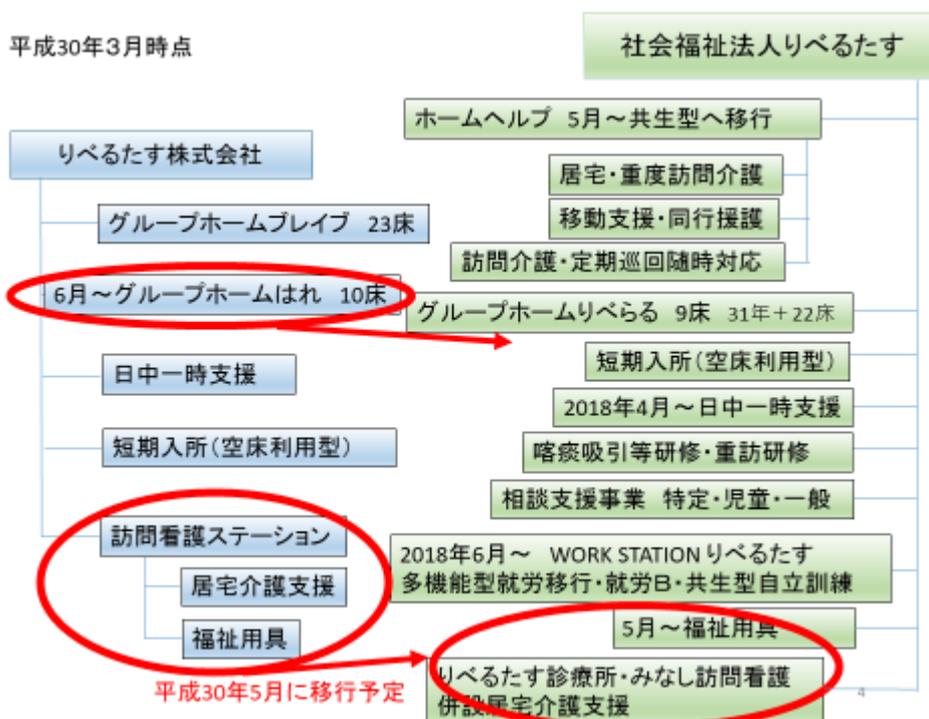
本長期計画は、利用される方も職員も10年後更に、この地域で夢をもちづつけるための計画であり、日々の職務にやりがいと生きがいを感じながら生き生きと活動できるための場の提供をするためである。



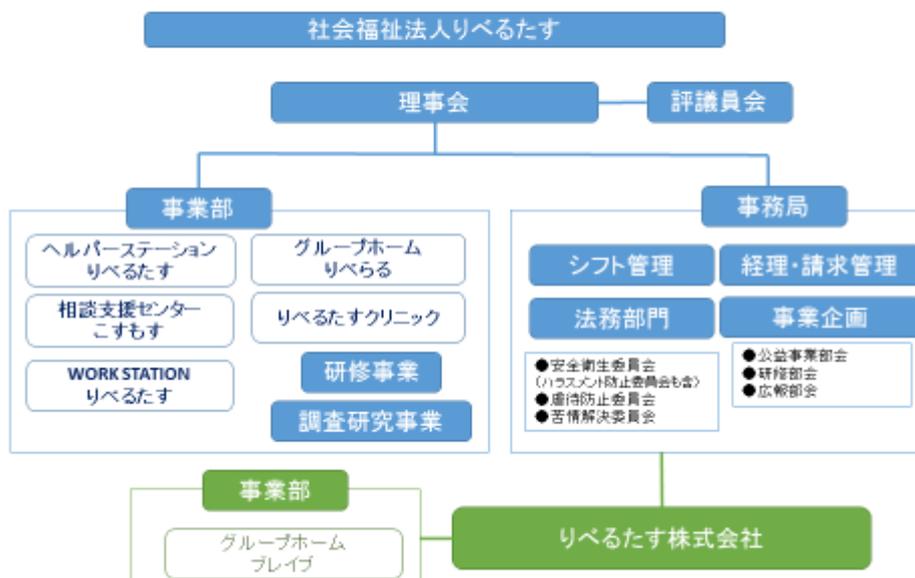
Ⅱ. 組織体制

一 組織体制

平成30年3月時点



りべるたすの今年6月からの組織図





二 職員の役割分担

職位決裁権限（理事長・執行理事）

A 理事長専決事項

- 1 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任免に関する事。
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの
- 4 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
- 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 11 職員の昇給・昇格に関する事
- 12 各種証明書の交付に関する事
- 13 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

B 執行理事専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事



- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約に関すること
- 8 収入（寄附金を除く）事務に関すること
- 9 利用者の預かり金の管理に関すること
- 10 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）
- 11 その他定例又は軽易な事項

C 業務分担表

ホームヘルプ部門

業務分担表(ホームヘルプ)		
職名	業務内容	
本部	執行理事	ホームヘルパー事業運営管理
	事務局長	事務統括、理事会・評議員会に関する事務、新規事業開設準備
	総務、経理	経理事務担当者(出納担当者)
管理者	契約、ケアマネの計画、個別支援計画の作成、関係機関やご家族との連絡調整、勤務管理、苦情受付、受給者証管理、記録の確認	
サービス提供責任者	個別支援計画の作成とその会議、手順書の作成、関係機関との連絡調整、管理者への報告、ヘルパーへの報告、毎月の会議実施、苦情受付、研修実施、記録の確認	
主任	管理者、ヘルパーへの報告、毎月の会議実施、苦情受付、研修実施	
ヘルパー	個別支援計画の実施、見直し、評価、環境への配慮と安全対策、ケース記録の記載、月の報告、その他利用者処遇に関すること、気づいたことの報告	
安全運転管理者・衛生推進者	職員の安全運転指導者、公用車管理責任者	
医務係	看護師	利用者や職員の保健衛生管理及び健康管理、医師との連絡、関係医療機関への連絡
	医師	利用者、職員の健康管理、保健衛生管理、関係病院との連携



グループホーム・短期入所部門

職名		業務内容
本部	執行理事	グループホーム運営事業管理、理事会・評議員会に関する事務、会計関係者、ヒヤリハット分析
	事務長	契約、ケアマネの計画、個別支援計画の作成、関係機関やご家族との連絡調整、勤務管理、苦情受付、受給者証管理
	経理係	経理事務担当者（出納担当者）、こづかい出納、労務事務
施設長		管理者、苦情解決責任者、受給者証管理、関係機関及び保護者の連絡調整業務、新規事業の計画、新規相談、ヒヤリハット分析
サービス管理責任者		契約、記録の管理、個別支援計画と実施、受給者証管理、支援勤務管理、苦情受付、調整会議開催、ボランティア受け入れ、新規相談、スタッフへの指導と教育
防火管理者		非常災害対策（防災及び避難訓練）、安全対策、環境整備、営繕対策、非常災害計画の作成と更新
安全運転管理者、運行管理者		職員の安全運転指導者、公用車管理責任者
主任		支援係責任者、会議の補佐、職員の指導、見直し、スキル指導者
支援員		個別支援計画の実施、見直し、評価、環境への配慮と安全対策、ケース記録の記載、月の報告、その他利用者処遇に関すること、気づいたことの報告
短期入所担当		個別支援計画の実施、見直し、環境への配慮と安全対策、ケース記録の記載、月の報告、その他利用者処遇に関すること、新規相談、新規利用者の受け入れ、スタッフへの指導と教育
世話人		利用者への処遇に関すること、環境への配慮と安全対策、利用者の相談、衛生管理、物品の管理・連絡
看護師		保健・医療業務担当、利用者の検診や通院及び看護、保健衛生管理、健康管理、担当医師との連絡
医師		保健・医療業務担当、利用者の検診や通院及び看護、保健衛生管理、健康管理、関係機関及び病院との連絡



喀痰吸引等研修事業

事務局： 受付、開催の周知、事業所間の連絡調整、修了書の発行、会計管理、備品管理

医師： テキスト作成、指導、研修講師、フォローアップ研修の講師、安全委員会主催

看護師： 研修講師、実地研修、テキスト作成、フォローアップ研修の講師、

相談支援専門員等： 研修講師

三 各事業部門

1 ホームヘルプ部門

昨年度は減収が見られた。理由は社会福祉法人としてのホームヘルプの事業という視点で考えて、他法人で難しいところを中心にしたというのが大きい。空いた人員をグループホーム、短期入所に活用した。医療的ケアのお子さんの入浴のご依頼が多く、多法人でなかなかお引き受けしにくい方の支援を中心に一つずつ応えていっている状況。

(今年度) 今後の事業転換を考えて、今年合格して介護福祉士を取得する人員や頑張ってきた職員をサービス提供責任者に配置したり等整理をする方向。

毎月、重度訪問介護の利用者さんについてはケア会議を行う。重度訪問介護従事者技術指導研修を行う。

2 グループホーム部門

入居のお問い合わせが大変多く、要望にお応えするのが難しくなっております。また、医療依存度が上がる方が多く、平成 29 年度はインシュリン注射になった方については退去をお願いすることになりました。医療依存度が年々上がっていくために、看護師配置のあるグループホームを望む声が大きくなっている。

また、災害に備えた防災訓練をシュミレーションだけでなく、実際に地域の方と合同で行えるようにしていきたい。

障害福祉サービス共同生活援助事業・介護サービス包括型

りべるたす株式会社の物件（平成 30 年度中に社会福祉法人に経営主体変更予定）



設置主体	名称	住所	タイプ	床数
ブレイブ 株式会社運営 事業所番号1220100273 サービス管理責任者藤嶋嘉奈子	すまいる 1	千葉市中央区星久喜町942-5ハイツ佐野1-103号	アパートタイプ	2床
	すまいる 2	千葉市中央区千葉寺町437プラムハウス105号	アパートタイプ	2床
	すまいる 3	千葉市中央区蘇我2-7-13ドルチェSOGA102号	アパートタイプ	2床
	すまいる 4	千葉市中央区蘇我2-7-13ドルチェSOGA101号	アパートタイプ	2床
	すまいる 5	千葉市中央区宮崎2-7-13	戸建て	5床
	すまいる 6	千葉市中央区千葉寺町437プラムハウス103号	アパートタイプ	2床
	すまいる 7	千葉市中央区宮崎518-6Kハウス宮崎B	戸建て	6床
	すまいる 9	千葉市中央区千葉寺町437プラムハウス206号	アパートタイプ	2床
	りべらる 社会福祉法人運営 事業所番号1220100364 サービス管理責任者西川壘	すまいる 8	千葉市中央区川戸町468-1	戸建て
はれ 株式会社運営 事業所番号1212802019 サービス管理責任者 宇賀静美	はれ 1	船橋市本中山2-2-4	戸建て	5床
	はれ 2	船橋市前貝塚町1008-7	戸建て	5床

利用者の住まいに関する負担額

食費：実費利用者負担

光熱費（電気、水道、ガス）：月額 2 万円（体験的な利用の場合、日額 500 円）

日用品費：月額 5 千円（体験的な利用の場合、日額 500 円）

家賃：スマイル 1～4、6、9 月額 3 万円（体験的な利用の場合、日額 1,000 円）

スマイル 5、7、8 月額 5 万円（体験的な利用の場合、日額 1,500 円）

はれ 1、2 月額 5 万円（体験的な利用の場合、日額 1,500 円）

※スマイル 2、6、9 の 8 畳の部屋は月額 4 万円（体験的な利用の場合、日額 1,300 円）

【事業所の外観】

（ブレイブ）事業所番号 1220100273（サービス管理責任者 藤嶋 嘉奈子）
すまいる 1 千葉市中央区星久喜町 942-5 ハイツ佐野 1-103 号（アパートタイプ 2DK）



すまいる 2 千葉市中央区千葉寺町 437 プラムハウス 105 号（アパートタイプ 2DK）

※すまいる 2、6、9 は同物件となります。



- すまいる 3 千葉市中央区蘇我 2-7-13 ドルチェ SOGA102 号 (アパートタイプ 2DK)
- すまいる 4 千葉市中央区蘇我 2-7-13 ドルチェ SOGA101 号 (アパートタイプ 2DK)
- すまいる 5 千葉市中央区宮崎 2-7-13 (戸建て 定員 5名)



- すまいる 7 千葉市中央区宮崎 518-6K ハウス宮崎 B (戸建て 定員 6名)



- すまいる 9 千葉市中央区千葉寺町 437 プラムハウス 206 号 (アパートタイプ 2DK)

(りべらる) 事業所番号 1220100364 (サービス
管理責任者 西川壘)

- すまいる 8 千葉市中央区川戸町 468-1 (戸建て
定員 9名)





(はれ) 事業所番号 1212802019 (サービス管理責任者 宇賀静美)

はれ1 船橋市本中山 2-2-4
(戸建て 定員5名)

はれ2 船橋市前貝塚町 1008-7
(戸建て 定員5名)



3 りべるたすクリニック部門

院長： 院長 河原仁志 医師 看護師長 佐久間 綾子

診療科目： 内科、小児科、神経内科 予約外来、在宅療養支援診療所

医療機関名： 社会福祉法人りべるたすクリニック

所在地： 〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6 フィールドハウス末広壱番館 101 号室

電話番号： 043-309-5510 ファクス番号： 043-309-5590

受付時間： 月～金 9時～18時

人員体制： 医師1名、看護師8名（うち保健師2名）、理学療法士1名

施設基準： 在宅療養支援診療所

保健医療機関 難病の患者に関する医療等に関する、法律における指定医療機関、指定自立支援医療機関、小児慢性特定疾患医療機関、生活保護指定医療機関

【みなし訪問看護】 医療保険、介護保険

4 WORK STATION りべるたす

場所： 千葉市中央区川戸町 411 番地 1



定員： 就労移行 6名、就労継続B型 10名、自立訓練（生活訓練） 6名

人員： サービス管理責任者兼管理者 1名（常勤）

就労支援員 1名（常勤）

職業指導員 2名（常勤）

生活支援員 3名（常勤）

訪問に生活支援員 1名（常勤）

5 相談支援センターこすもす

毎週月曜日の午前中の会議で状況の共有とスーパービジョンを行う。担当は共有し一人しかわからない支援はしない。サービス調整会議をしっかりと開く、業務記録をしっかりと行う。徐々に一般相談支援を中心にする事業所への転換を図る。

6 福祉用具貸与・販売りべるたす

自費レンタルの部門もある程度充実させておく。

りべるたす住宅内・自費レンタル料金表		
		平成28年2月1日現在
種目名	月額料金(円/税込)	日割料金(円/税込)
介護ベッド(本体・Oモーター)	2,500	100
マットレス	1,500	50
サイドレール	500	20
サイドテーブル	1,500	50
エアマットレス	2,500	100
車いす(自走/介助・手動式)	1,500	50
シャワーキャリー	1,500	50
ポータブルトイレ(本体)	1,500	50
ポータブルトイレバケツ(※購入)	3,000	3,000
ナースコール	2,500	100
※ポータブルトイレのバケツは、衛生上の理由から各自ご購入して頂いております。		
この自費レンタルは法人内の住宅(プレイブ・プロッサム白旗等)のみ利用できます。		
14日(2週間)を超える場合は、月額を適用します。		
介護保険が利用できる場合はケアプラン上に計画して頂き、保険サービスを適用します。		
介護保険との併用はできません。ご了承ください。		
その他の種目は、必要に応じて追加検討していきます。		

7 喀痰吸引等研修

1号研修と3号研修の学則の合併を行う。1号研修を今年度に1回は行う。



1号研修の料金は県と相談中。

3号研修 料金一覧表

研修区分	医療行為種別等	料金	備考
基本研修 (講義及び演習)	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)	5,000円	・3類型の内、いずれか1つでも該当する場合
	経管栄養(胃ろう又は腸ろう・経鼻)	5,000円	・2類型の内、いずれか1つでも該当する場合
	別途費用	1,500円	テキスト及び消耗品代
実地研修	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)	5,000円	・3類型の内、いずれか1つでも該当する場合で、複数でも同額 ・利用者1名毎の料金
	経管栄養(胃ろう又は腸ろう・経鼻)	5,000円	・2類型の内、いずれか1つでも該当する場合。 ・利用者1名毎の料金
	他の機関に実地研修を依頼する場合(手数料)	2,000円	・利用者1名毎喀痰吸引と経管栄養各々の料金 ・利用者1名毎に喀痰吸引と経管栄養各々の料金
	すでに認定を受けた行為に加えて新たな医療行為を行う場合に上記のいずれかの研修を受けるとき、もしくは二人目以降の利用者に対する実地研修。	5,000円	
	医師の指示書料	3,150円	支払わない場合もあります。

合計金額の例

1. 口腔内の喀痰吸引が必要な利用者1名に対する研修

基本研修 喀痰吸引 5,000円 別途費用 1,500円

実地研修 喀痰吸引 5,000円 医師の指示書料 3,150円

合計 14,650円

2. 口腔内、鼻腔内の喀痰吸引と胃ろうによる経管栄養が必要な利用者1名に対する研修

基本研修 喀痰吸引 5,000円 経管栄養 5,000円 別途費用 1,500円

実地研修 喀痰吸引 5,000円 経管栄養 5,000円

合計 21,500円

3. 口腔内の喀痰吸引が必要な利用者1名及び口腔内の喀痰吸引と経鼻経管栄養が必要な利用者1名に対する研修

基本研修 喀痰吸引 5,000円 経管栄養 5,000円 別途費用 1,500円

実地研修 喀痰吸引 10,000円 経管栄養 5,000円

合計 26,500円

※既に基本研修を修了しており、新たに対象となる利用者を増やす場合は、実地研修部分のみ負担する場合には、利用者名につき実地研修が5000円となる。



四 職員の状況

平成 30 年 3 月 1 日現在 りべるたす株式会社、社会福祉法人りべるたすの合計
職員数 135 名 うち正規職員 45 名、65 歳以上の職員 40 名（うち正規職員 2 名）
時給者にて社会保険加入者 16 名（うち 65 歳以上 6 名）

【資格内訳】

介護福祉士 29 名

ホームヘルパー1 級 2 名

初任者研修修了者 9 名

実務者研修修了者 4 名

喀痰吸引等研修修了者 71 名

社会福祉士 3 名

精神保健福祉士 1 名

正看護師 5 名

准看護師 5 名

保健師 2 名

- ① 職員個別面談 年に 2 回実施 評価システム。
- ② 同一賃金同一労働。
- ③ 65 歳未満の正規職員率を 3 年で 70%にする。

五 会議

内部会議

- ・ 管理者会議
- ・ サービス提供責任者・主任会議
- ・ 訪問看護ステーション会議
- ・ ヘルパーステーション毎月 1 回の利用者ごとのケア会議
- ・ 衛生委員会
- ・ 喀痰吸引等安全委員会



外部会議

- ・ 川戸地区社協会議
- ・ 千葉県相談支援事業連絡協議会役員会議
- ・ 千葉市事業所連絡協議会役員会議
- ・ 地域ケア会議
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携会議
- ・ 千葉県自立支援協議会相談支援部会

六 研修

内部研修

- ・ 管理者研修
- ・ サービス提供責任者・主任研修
- ・ 全体研修
- ・ 毎月の重度訪問介護従事者技術指導研修
- ・ 看護研修
- ・ グループホーム研修

外部研修については積極的に行う。

外部研修の決裁者 堀智貴

七 組織としての取り組み

1 非常災害対策

当法人は防災計画を作成し非常災害に対して備えるとともに定期的に避難、救出の訓練を行う。また、地域の防災訓練にも積極的に参加する。詳細は各事業所の実施計画に示す。

2 記録の整備

設備、職員、会計、支援に関する記録を整備し、保存する。また、保存書類のペーパーレス化を図る。記録のIT化を目指す。

3 相談と援助



当法人は契約し及び毎年度の家族、本人との面談時に当事者の方の心身の状況や置かれている状況等を的確に把握することに努め、本人及びその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の助言を行う。聞く姿勢はじっくりと聞く。

4 秘密保持及び個人情報の取り扱い、苦情解決

秘密の保持

当法人は、職員（非常勤、ボランティア等業務にかかわるすべての者）が業務上知りえた利用者及び家族の情報を、日々の業務後あるいは退職後においても外部に漏らすことがないように就業規則（社会福祉法人りべるたす就業規則第3章第22条）に明記して秘密を保持する。

個人情報の取り扱い

当法人は個人情報の取扱いは「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（平成16年11月厚生労働省）と法人が定める機密情報管理規定、特定個人情報取り扱い規定に従い、十分に注意していく。

事業所間の情報提供

当法人は指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により本人の同意を得ておく。

苦情解決

苦情は当法人がコンプライアンスを実現するために不可欠であり、リスクマネジメントを行う上でも重要である。当法人は、利用者からの苦情に対して「社会福祉法人りべるたす苦情解決委員会規定」を作成することににより迅速かつ適切に対処できるようにする。また、市町村や運営適正化委員会等の苦情に関する諸調査に対して、誠意をもって協力する。

5 仕事の時の注意の仕方

注意をするときは命に関わるようなことでない限り、個別に利用者やほかのスタッフの前では行わずに別のところで話をする。また、なぜそのようなことをしたのかの理由を聞き、相手の立場に立った注意の仕方を心がけること。

6 地域及び家族との連携並びにボランティアの育成

地域との交流

川戸町をはじめ地元の行事や関係団体が行う行事には参加するだけでなく行事運営に職員を派遣して協力することにより地域住民との連携を図る。主なものは次の通り。

- ・ 川戸神社を守る会（大晦日）
- ・ 新年会（1月）
- ・ 川戸地区夏祭り（8月）



- ・ 防災訓練（9月）
- ・ 敬老会（9月）
- ・ 運動会（10月）
- ・ 菊を見る会（11月）
- ・ 忘年会（12月）
- ・ ご家族との交流

当法人では、ご家族との面談等で連携を図るとともに、施設の行事等で家族との交流の機会を設ける。

主なものは、芸術祭（6月）、納涼祭（8月）、クリスマス会（12月）、全体研修（3月）

7 公益活動

- ・ ゴミ捨てボランティア、買い物バス
- ・ 軽食の提供、学習支援などを響の杜さんで行う。

8 事故発生時の対応

日頃より、衛生委員会、虐待防止委員会等でヒヤリハット報告等の分析を行い事故防止対策の強化を行う。万が一、支援の提供中に事故が発生した場合には「障害福祉サービス等事業所における事故発生時の報告について（通知）」（25千保障第2407号 平成26年2月20日）に基づき、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。感染症も同様に行う。

9 個別支援計画と会議及び支援の基本指針とその姿勢

（1）個別支援計画

支援の提供にあたり個別を重視した支援計画を作成すると共に当該支援計画に基づき適切に支援を提供する。

支援計画作成にあたり、利用者に対し当該支援計画について説明し同意を得る。

支援計画の実施状況について日頃より把握し、利用者について解決すべき課題がないか常に探求すると共に、毎月保護者に支援記録の内容を報告する。また、利用者やその保護者から意見や要望があれば必要に応じて支援計画を見直す。

（2）会議

- ・ 支援計画作成にあたり、支援会議を開く。
- ・ 支援計画の確実かつ円滑な実行のため会議により職員的意思統一を図る。



- ・ 施設の円滑な運営のため各種会議を適宜実施する。

(3) 支援の基本原則

行動指針、支援方針に従い、事業方針に基づき支援を行います。

(4) 利用者への接遇

基本的な接遇は次の通り

挨拶：自ら進んで、気持ちの通じ合う挨拶を。

呼び方：〇〇さんで統一

話し方：怒鳴らない、聞きやすいようにやさしく、丁寧に。

接し方：相手の立場に立つ。

プライバシー：部屋に入るときはノック。トイレ着替えはドアを閉めることが原則

言葉遣い：〇〇しなさい（命令口調）、〇〇したら〇〇しない（交換条件）、〇〇ダメ（禁止）等の語句はなるべく使わない。

同性介助：できるだけそのように行うが、人数不足の場合女性が男性を介助する場合もある。

衆前を意識した支援：外出先でも事業所内でも、場所を問わない支援でなければならない。支援は第三者、家族、大衆、誰が見ていても納得できる支援をする。

注意は個別に：正しいことは正しい、間違っていることは間違いと正しく伝えること。ただし、注意をする場合個別に伝えること。

10 社会生活上の便宜の供与

利用者さんの外出への協力、イベントの実施を地域の方と行う。多くの交流の機会を大切にす。

11 健康管理、衛生管理及び協力医療機関

- ・ 健康管理 りべるたすクリニックの医師が利用者、職員の健康を管理をする。
- ・ 衛生管理 感染予防マニュアルを改定、実行する。
- ・ 関係諸機関との連携 所管保健所との連携を密にし、万が一感染症等が発生した場合は医療機関において直ちに処置をするとともに、所管保健所、千葉市障害福祉課等関係諸機関に連絡し、指導を仰ぐ。

12 情報の開示と提供



当法人は、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、各種サービスの選択に資する重要事項を掲示して開示するほか、日々の事業や活動についてホームページや広報誌等の媒体を通じて広報する。



Ⅲ. 平成 30 年度年間行事計画表

1 年間安全衛生推進計画

(1) 目標

全ての職場において他者を尊重した関係づくりによりストレスの軽減を図る。

(2) 担当部署等

セクハラ及びパワハラ防止。メンタルヘルスの担当部署は衛生委員会とする。

職場におけるセクハラに関する相談窓口担当者は、法人本部、事業所（管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任、衛生管理者、衛生推進者）なお、匿名や家族からの相談等にも応じることとする。

(3) 具体的な実施事項

事務定例会議にて、セクハラ及びパワハラ防止、メンタルヘルスに関する注意喚起を促すと共に、連絡相談窓口を周知する。年1回、職員のストレスチェックを行う。



年間安全衛生推進計画（平成30年）														
実施項目	活動日程												補足説明事項	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
基本方針	当法人は安全で快適な職場づくりを目標に取り組んできたところであるが、平成29年においては、メンタルヘルスによる休業者が3名発生している。今年は、従業員のメンタルヘルスに関する意識の向上を図ると共に、産業医の面談や上司との面談を密にできるよう徹底する。													
目標	①防災訓練の徹底、②5S（整理、整頓、清掃、清潔）運動の定着、③健康診断の100%受診、④労働災害0、⑤交通災害0													
衛生委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月第4月曜日
衛生委員会による職場巡視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月第4月曜日
喫煙吸引等研修事業の安全委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月第4月曜日
年間安全衛生推進計画の作成												○	○	
防災災害の計画づくり（会議実施）												○	○	
防災訓練の実施						○						○		
労働衛生準備期間及び週間行事の実施				○	○		○	○						
健康診断の実施					○							○		
健康診断の事後措置の実施						○			○					
職場レクリエーションの実施	○	○					○	○						ソフトボール、テニスを実施
雇入時安全衛生教育	○					○								
災害事例の周知						○								
ストレスチェック				○										
ストレスチェックの事後措置の実施				○	○	○								
衛生推進者の育成			○											千葉労働基準協会等の講習受講
	月間実施項目						安全衛生環境行事							
【備考】月間の重点目標	4月	交通災害防止運動の実施、腰痛予防の実施					春の全国火災予防運動					春季・秋季交通安全運動においては、過労運転の防止、法定速度の順守、シートベルトの安全着用、携帯電話の運転中の使用禁止を周知徹底する。		
	5月	資格取得向上運動の実施												
	6月	食中毒防止の実施、防災パトロールの実施					環境月間、全国交通安全運動							
	7月	熱中症防止の実施					全国安全週間							
	8月	熱中症防止の実施					夏季火災防止月間							
	9月	健康診断受診促進活動の実施、有所見者のフォロー					全国労働衛生週間準備期間、秋の全国交通安全運動							
	10月	インフルエンザ予防の実施					全国労働衛生週間							
	11月	感染症・流行り病対策の実施、マスク着用強化の実施					秋の全国火災予防運動							
	12月	年末年始無災害の確保、防災パトロールの実施、健康診断の受診率の集計、今年一年の反省、来年の月間継続実施項目及び安全衛生・環境行事の作成					年末年始交通事故防止運動、飲酒運転・無謀運転の撲滅							
	1月	安全衛生管理方針・計画の周知徹底、年末年始無事故無災害の徹底、風邪・体調管理の徹底					年末年始無災害事故撲滅運動							
	2月	整理整頓運動の実施、深夜勤務対象者の健康診断					健康診断受診促進運動							
	3月	防災訓練の実施、各施設ごとの防災マニュアル整備					春の全国火災予防運動							



2 法人本部の事業計画

i 基本方針

① 事業の促進

- ・ **基本理念**「誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指します」に基づき、誰もが自分らしく活躍できる地域社会を目指し、地域でなくてはならない存在なることを目指す。

- ・ **広報活動**

情報の開示（事業計画、事業報告、予算書、決算書、契約書・重要事項説明書等）

- ・ **事業の効率化と改善**

事務処理一本化

業務改善の対案による効率化

- ・ **経営状況の把握**

状況変化への対応と分析

地域福祉ニーズの情報把握

会計事務所との連携により適正な会計処理

- ・ **人材の確保と養成**

適切な人材の配置

柔軟なシフトづくり

職員募集、中堅職員の養成、指導職員の資質向上、組織における信頼関係の構築

- ・ **研修や地域のつながりへの積極的な参加**

職務職責に応じた人材育成のための個別研修計画及び教育システムづくり

- ・ **安全衛生管理**

非常災害対策・避難防災訓練及び救急法受講、AEDの使い方受講

川戸町との連携した、避難訓練

- ・ **安全運転管理**

職員の意識向上のための安全運転講習会の実施。

危機管理、緊急時対応マニュアルの作成

- ・ **虐待防止委員会の開催**

- ・ **衛生管理**

産業医による職員のケアを実施、衛生委員会の開催（毎月）



メンタルヘルスの取り組みへの継続

リスクアセスメントによる事故防止対策

ストレスチェックの実施

- ・ 施設整備の保全と環境設備
設備保守に関する知識と職員意識の向上
危険個所の改善と環境整備による保全
5 S点検による巡回報告書を毎月できるようにする。
コンプライアンス
- ・ 幹事監査（5月）
- ・ 会計内部経理監査（年1回）
- ・ 会計指導（毎月・白土会計事務所）
- ・ 評議委員会
- ・ 評議員専任解任委員会

ii 法人の組織と会議

法人組織ごとの会議は次の通り予定する。ただし、必要に応じてそれぞれ適宜運営する。

評議員会、理事会、運営協議会、評議員専任解任委員会

- ・ 法人行事
芸術祭、納涼祭、車いすウォーク、ハロウィンパーティー、クリスマス会
初詣、福祉まつり、全体研修会

3 平成30年行事予定表

【行事予定】

4月	2日	辞令交付、新人研修	1日	川戸町お花見
	22日	喀痰吸引等研修		
	23日	衛生委員会等		
		グループホーム研修（AED訓練）		
		看護研修・フォローアップ研修（人工呼吸器）		
		重度訪問介護従事者技術指導研修		



	(排せつ介助を考える)	
	管理職研修	
	・管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
5月	27日 喀痰吸引等研修	12日 川戸防災訓練
	28日 衛生委員会等	川戸地区歓送迎会
	グループホーム研修（アンビュー等）	
	サービス提供責任者向け研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修	
	(体位交換を考える)	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
6月	17日 喀痰吸引等研修	10日 ICT救助隊勉強会
	25日 衛生委員会等	23日 りべるたす芸術祭
	グループホーム研修（地震想定避難訓練）	
	看護研修（障害のある方の支援、制度）	
	管理者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
7月	22日 喀痰吸引等研修	
	23日 衛生委員会等	
	グループホーム研修（夜間想定訓練）	
	サービス提供責任者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修	
	(ベット上の上方移動を考える)	
	管理職会議（毎週月曜日）	



	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
8月	27日 衛生委員会等	13日、14日川戸町納涼祭
	グループホーム研修（通報・消防機器訓練）	
	看護研修（急変時対応）／事例検討	
	管理者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修 （車いすでの介助を考える）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
9月	23日 喀痰吸引等研修	17日 敬老会
	25日 衛生委員会等	川戸地区防災訓練
	グループホーム研修（火災想定避難訓練）	
	サービス提供責任者研修	30日 車いすウォーク
	重度訪問介護従事者技術指導研修 （背抜きを考える）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
10月	21日 喀痰吸引等研修	7日川戸地区スポーツ祭
	22日 衛生委員会等	21日 川戸町福祉バザー
	グループホーム研修（AED訓練）	
	看護研修（介護保険制度）	
	管理者研修	14日 ICT 救助隊勉強会
	重度訪問介護従事者技術指導研修 （ポジショニング）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	



	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
11月	25日 喀痰吸引等研修	3日 川戸町菊見会
	26日 衛生委員会等	18日 川戸町子ども会まつり
	グループホーム研修（アンビュ等）	
	サービス提供責任者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修 （オムツの使い方を考える）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
12月	25日 衛生委員会等	9日 川戸町餅つき大会
	グループホーム研修（地震想定避難訓練）	31日 ゆく年くる年初詣
	看護研修（疾病など）	
	管理者研修	22日 りべるたすクリスマス会
	重度訪問介護従事者技術指導研修 （口腔ケア）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
1月	20日 喀痰吸引等研修	川戸町新年会
	28日 衛生委員会等	
	グループホーム研修（通報・消防機器訓練）	1日 りべるたす初詣
	サービス提供責任者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修 （食事介助を考える）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	



2月	17日 喀痰吸引等研修	
	25日 衛生委員会等	
	グループホーム研修（火災想定避難訓練）	
	看護研修（人権研修）	
	管理者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修	
	（ベッド上での洗髪）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	
3月	24日 喀痰吸引等研修	17日 ICT 救助隊勉強会
	25日 衛生委員会等	
	グループホーム研修（夜間想定訓練）	
	サービス提供責任者研修	
	重度訪問介護従事者技術指導研修	
	（手浴を考える）	
	管理職会議（毎週月曜日）	
	・サ責・主任会議（毎月1回）	
	・各種委員会（随時開催）	
	・経営協主催、関係機関団体主催の研修への参加	



IV. 事業計画

平成 30 年度の事業計画についての概略

平成 30 年度は医療・介護・障害の報酬改定と改正総合支援法施行ということで、大きく制度が変わる一年となっています。また、「我が事丸ごと」が昨年法制化され、社会保障だけでなく、地域の人材との連携が強く求められる時代になりました。医療や福祉の課題だけでなく、地域の課題に目を向けられる一年を目指せるよう努力していく必要があります。

また、一億総活躍という国の方針に則り、高齢者も障害者も活躍できる地域を目指すために、必要な場づくりに力を入れていきたいです。さらに、医療と福祉が連携し取り組んでいきたいと思います。

これまで行ってきた医療的ケアのあるかたの支援をさらに充実できるように、障害児から障害者へつなぐ支援として、活躍できる就労の場づくりや活動の場づくり。また、地域の高齢者にもぜひ集っていただき、多様な方が我々の事業に関わる仕組みづくりを目指します。

1 平成 30 年度の重点事項

① 人材確保と養成

管理者、サービス提供責任者の育成。常勤職員をはじめとする理念の浸透。職員確保ため積極的な採用活動と外国人実習生の受入れを目指した活動を行う。

3 回にわたり広報紙の作成。専門学校生 20 名の交流。大学生 20 名のボランティアの受け入れ。

利用者主体の自立支援を援助する適正なサービスの実践と質の確保ための取り組みを行う。研修と行動指針などの読み合わせをする機会を定期開催。

② 必要なサービス及び誰もが集うことができ、活躍できる機会の充実

i この地域で足りない事業である、身体障害のある方の通所事業、グループホーム、就労の事業を行う。

ii 川戸地区の活性化のために地域住民との協議を重ね、川戸拠点建設の準備を進める。

iii 子供の集まれる場をつくる。

川戸町の多目的広場（手作り公園）のお手伝いが決まり、春から本格始動の予定。

iv 障害者に限らず、地域の高齢者等の方が働ける就労の場を作る

③ 地域貢献事業の取り組み

地区社協の買い物バスとごみ出しボランティアの実践から地域社会への貢献を目指す。

④ 調査研究事業の取組



支援が必要な人が、必要な支援を受け取ることが出来る社会の実現のために必要な調査研究を積極的に行う。

2. 事業計画

(1) 人材確保と養成

① 人材確保

新卒の学生の獲得のため、養成校・福祉系大学へのボランティア募集、求人。

学校の訪問や法人会報の送付、インターネット広告等の求人ルートの開発を行う。

外国人技能実習生の受入れに向けた活動を進める。

3回にわたり広報誌の作成。

② 研修体制の強化と実施

職場研修計画に基づいて、研修部会委員が中心に研修内容を深め、研修を確実に実施していく。

管理者、サービス提供責任者、常勤職員をはじめとして研修や会議を密に行い意識や理念の統一。

研修の実施状況やその効果をしっかりと確認することで、研修の意識を高めていきます。

(2) 必要なサービス及び誰もが集うことができ、活躍できる機会の充実

① 既存事業

i ホームヘルプ

【運営方針】社会福祉法人で行うホームヘルプは他事業所で中々お受けしにくいところを事業所の特徴を鑑みて行うようにする。例えば医療的ケアのある方等他事業所で受けにくいところの支援やほかの事業所が入りにくい時間帯を中心に行うようにする。

指定障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）

介護保険サービス事業（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

地域生活支援事業（移動支援）

介護保険事業については、障害福祉サービスの共生型に。

●支援方針

生活に密着した支援を行い、ご利用者の日常生活を回復し、みずからの生活イメージを取り戻して、自らの生活設計に取り組むことを可能にするようなケアを目指す。

ヘルパーによる支援は「関係性」の中で展開されます。全てのご利用者様の『ニーズ』や『想い』に寄り添いお一人お一人が楽しく過ごすことができるような支援に努める。



業務内容を精査し、円滑に業務が行えるよう日々のスケジュールの構築と人員の確保を行い体制を整える。

●新規受け入れについて

- ・障害の重さに関係なく、医療的ケア等が必要な場合であっても可能な限り受け入れる。
- ・入居者の個別性を十分に理解し、人権を尊重して全職員がプライバシーの保護や倫理等のコンプライアンスの徹底に努める。
- ・心身の安定と自立の促進を促し、利用者ご本人が社会に参加しているという気持ちになっ
てもらえるように支援する。

●研修について

サービス内容の質の向上の為、研修の機会を設けるとともに、スタッフ全てが目標を持ち実践していく事で個々のスキルアップに努める。

●人材確保について

人材確保のために、紹介キャンペーンを年3回打てるようにする。

ii グループホーム

【運営方針】かねてからのグループホームへの入居希望（体験や短期も含む）や、平成30年度からの障害者総合支援法の改正に伴う日中支援型共同生活援助の創設に伴い、ますますのニーズの増加が見込まれるため、グループホームを増床します。新規グループホーム、既存グループホームを含め、運営方針として以下の通り掲げる。

●支援方針

- ・利用者を主体として支援を行う。
- ・どんなに重度な障害であっても、積極的に外部との関係を持ち、外部のサービス事業者との連携を行う。
- ・どんなに重度な障害であっても、ご本人の希望があれば外出等のお手伝いをする。

●利用者受け入れについて

- ・障害の重さに関係なく、医療的ケア等が必要な場合であっても可能な限り受け入れる。
- ・入居者の個別性を十分に理解し、人権を尊重して全職員がプライバシーの保護や倫理等のコンプライアンスの徹底に努める。
- ・心身の安定と自立の促進を促し、利用者ご本人が社会に参加しているという気持ちになっ
てもらえるように支援する。

●研修について

- ・虐待に対しての周知を常に行い、防止に努める。



- ・安定した人材確保を継続的に行い、指導、育成による資質の向上に努める。特に、OJTによる人材育成を大切にす。
 - ・施設内研修の充実を図るとともに、外部研修に参加することで職員のスキルアップを進める。また、研修を生かし職員に学びや気づきをフィードバックすることで実践に活かせるよう取り組む。
- 職場環境について
- ・職員の定着を目指し、職員一人一人の意見や想いが反映されるような職場環境を作る。
 - ・入居者をはじめ、ご家族や関係者に対し、常に誠意をもって丁寧な接遇に努め、信頼関係を深めるように努める。
 - ・職員間の情報を共有する場として、ケア会議を行う。
- 地域及び外部との関係について
- ・継続的にボランティアや介護実習生を受け入れる。
 - ・地域に施設の情報等を発信することで、開かれた施設を目指し、地域住民との交流の促進を図る。
- 防災 災害計画について
- ・社会福祉法人りべるたす防災計画を基に行動する。
- 短期・体験入居
- ・短期入所及び体験入所の利用希望者を積極的に受け入れる。
 - ・短期、体験入居のための居室を常時1部屋以上確保する。また、入居者の一時的な不在による短期、体験入居の空床利用を積極的に行う。
 - ・利用者が安心して生活をできる場を提供する。また、継続的に利用ができるよう支援する。
 - ・利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減、また、短期及び体験入居の利用によるご本人とその家族が総合的に充実した良い生活を営むことができるよう支援する。
 - ・グループホーム増床後は、短期・体験入居用の居室を1部屋以上確保する。
- 緊急的な入居
- ・行政等からの困難なケースの場合も、可能な限り受け入れをする。虐待案件等のシェルターの役割も果たせるよう対応する。
 - ・ご家族及びその他関係機関との連携や情報共有を密にする。
 - ・グループホーム増床後は、緊急入所用の居室を1部屋以上確保する。
- 医療との連携
- ・医療的ケア者・児の継続的な受け入れのため、医療機関や訪問看護師等の医療職との連携を密に行う。



- ・入居者の高齢化や重度化を想定し、医療職との連携を密にし、利用の継続や共同生活援助事業での生活の可否、想定される事象の検討を常に行い、生命を第1優先に考えた生活の構築や検討を行う。

●他事業所との連携

- ・事業の拡大に伴い、他事業所の介入が不可欠である。今後も更なる他事業者の介入が増えることと予想されるため、りべるたすスタッフが主体となり、良好な関係の構築、連携を密に行う。
- ・グループホームの増床に伴い、地域の資源として他事業所の発掘を積極的に行う。

●新規事業

- ・グループホームの増床

川戸町すまいる⑧の近くに8床×2階建てのグループホームの建設

桜木町に、賃貸にてグループホームの増床（平成31年1月予定）

川戸町に8床のグループホームの建設（平成31年3月予定）

●グループホーム事業の統合

- ・現在株式会社（事業名：ブレイブ・はれ）と社会福祉法人（事業名：りべらる）2つの法人で運営しているグループホーム事業を、株式会社から社会福祉法人へ1本化し、運営する。

iii 相談支援センターこすもす

平成30年5月より 居宅介護支援事業所と障害福祉サービスの計画相談、一般相談支援、障害児相談支援を合併する。居宅介護支援事業所は契約書のとりなおしを行う。

居宅介護支援事業所は3年以内に主任ケアマネの取得と行う。

計画相談支援事業所は特定事業所加算Ⅳをとれるような体制づくりをする。

iv 福祉用具貸与・販売りべるたす

平成30年5月より社会福祉法人での運営となるため、契約書の取り直しを行う。

v 喀痰吸引等研修

喀痰吸引等研修、3号研修はこれまで同様に年10回。1号研修を6月より行う。

これまで受講実績のある事業所とフォローアップ研修を行い、ヒヤリハットを分析しながら、地域のグランドルールを作るようにする。



② 新規事業

vi りべるたすクリニック

当法人に医療依存度の高い方の福祉サービスのご依頼が多く、医療との濃厚な連携の必要があるため以下のように診療所の運営を計画した。

【今後の目標】

- 1 地域性や保健・医療・福祉サービスについて理解を深める
- 2 ケアの充実を図る

【理念】

- 1 「快」を保障する医療
- 2 連携する医療
- 3 支えあう医療
- 4 大切にす医療

vii WORK STATION りべるたす

障害が重くても就労意欲のある方を生かすための仕事の機会の場を創設。

平成 32 年の川戸拠点事業ができ次第、引っ越しをして、この場所を倉庫に転換する。

多機能型（就労移行支援、就労毛族支援 B 型、共生型自立訓練（生活訓練））の立ち上げを 6 月に行う。

確認申請 3 月⇒3 月末から 4 月に 入札 ⇒ 終わり次第、60 日で建築予定。

4 月末までに申請し、6 月開所予定 定員 22 名

時期： 平成 30 年 6 月開所予定

viii 川戸町ハブ拠点の通所施設等の準備。

地域のニーズを前提として、生活介護、就労移行支援、就労移行支援 B 型、自立訓練（多機能型・共生型）、児童発達支援、放課後等デイサービスといった児童を含めた障害福祉サービスとともに、診療所や訪問看護などの医療サービスを複合的に提供できる施設の検討を行う。更に、その実現に向けた資金調達を日本財団に相談し行っていく。



(3) 地域貢献事業の取組

① 共有スペースの活用

地域の高齢者が介護状態にならず、生きがいをもって生活をしていただけるよう支援するとともに、生活にメリハリをつけ孤独な状況にならないようにするため、法人のもつコミュニティスペースなどを活用した集いの場を提供する。

具体的に軽食の提供、学習支援

② 社会福祉協議会川戸部会への参加

高齢者、障害者、児童、一般の町民が行事を通して交流し、ふれあいの中で地域のつながりを深めていく。地区社協が行う地域行事の事業に対して人的、物的な支援を行う。買い物バス、ごみ集めボランティアを今年度より毎週行う。

③ 自治会への支援

高齢者、障害者、児童、一般の町民が行事を通して交流し、ふれあいの中で地域のつながりを深めていく。自治会が行う地域行事の事業に対して人的、物的な支援を行う。

④ 施設実習・職場体験の受入れ

福祉人材の減少対策と福祉に携わる人材の養成と利用者サービスの向上、地域の福祉への理解を深めることを目的として、町内外で福祉の仕事に興味のある小学生以上の人を対象として職場体験実習を受け入れます。

⑤ 防災関係

町内会との相互防災協定を策定できるよう話し合う。

地域の防災関係のイベントに積極的に参加する。

⑦ 福祉事業の要望に応えた事業展開

地域及び関係機関等の要望に応じた新たな社会貢献事業の展開を検討する。

集いの場や子育て支援の場など、川戸地区の要望に応えるための事業の検討を行う。

(4) 調査研究事業の取組

- ・ 支援が必要な人が、必要な支援を受け取ることが出来る社会の実現のために必要な調査研究を積極的に行う。

厚生労働省障害福祉部推進事業、科研事業への参加を行う。

(5) 法人体制強化

① 各種部会体制の構築 法人事務局内に以下の部会を設置する。

公益事業部会、研修部会、広報部会、安全衛生委員会（ハラスメント防止委員会も含）、虐待防止委員会、苦情解決委員会

② 法人広報誌の作成

広報部会において、法人の活動を地域等に発信するための広報誌を年3回作成する。



③ コスト意識の向上

法人全体で経費の見直し、事業計画の見直しを含めた経営戦略の検討を行う。

④ リスクマネジメントの推進

事故、感染症、食中毒等へのリスクマネジメントを進め、虐待についての共通理解を深めその防止に努める。



V. 防災計画

- ▶ 災害時の対応・体制については、後ろの非常災害時対策シートに則ってください。
連絡が取れる場合と連絡が取れない場合があるが、臨機応変に現場を守るものとして、対応して下さい。重要なことは、レベル3の時には避難です。また、その際は災害対策本部を設置します。いつ何時どんなことが起こるかわからないという想定を常にもちましよう。

1 避難をするかどうかの判断

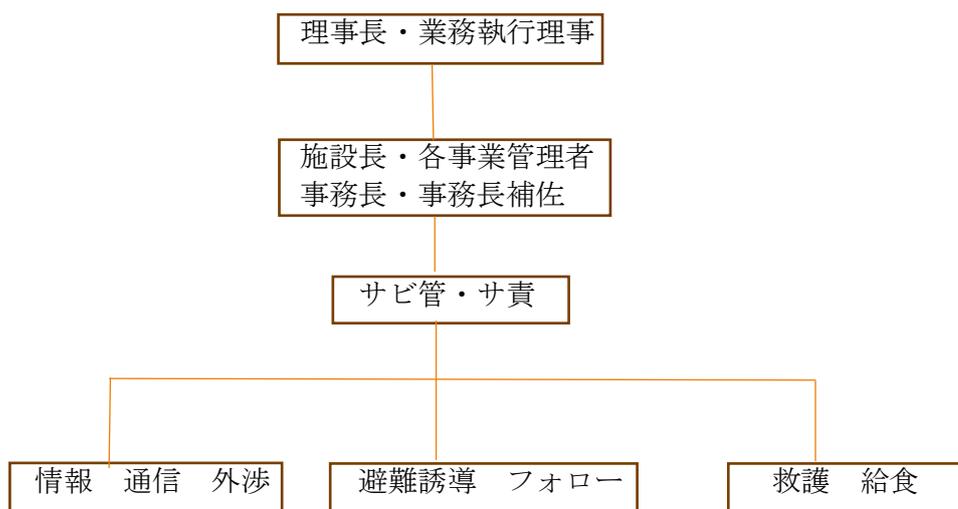
- (1) ① 火災発生時に火が建物に燃えうつる可能性がある
 - ② 建物内の火災
 - ③ 建物の倒壊の恐れ
 - ④ 水害で流される恐れがある場合には避難を検討する。
- (2) 避難時は軽度な人から手前の人を優先して行う。
 - (3) 安否確認の役割分担、ホームヘルパーの管理者が在宅、サービス管理責任者がグループホーム、相談支援・ケアマネが担当している人、医師・看護師必要な対応に当たる。
 - (4) 統括指揮者の指揮を待つ（指揮ができない場合もある）。
 - (5) 電源の確保の必要な方等の整理と、非常電源にいつ切り替えるかについて検討する。

2 災害時における緊急の組織体制（災害対策室）

- (1) 災害対策室の設置時期 レベル3の被害が起こった時。
震度5強以上の地震とその他風水害など大災害発生時に設置
(理事長、又は業務執行理事の指示、不在時は管理者等の職制上位の者による。)
- (2) 対策室の設置場所
社会福祉法人りべるたす事務所（千葉市中央区川戸町 468-1）



【組織内容】



3 任務

- ① 被災状況（災害発生地・全てのGH、周辺状況）の情報収集と伝達
- ② 対策上の重要事項の決定、指示、命令、発表
- ③ 利用者状況の確認
- ④ 職員状況の確認
- ⑤ 救出・救助の指示
- ⑥ 職員の帰宅についての安全確認と帰宅指示
- ⑦ 千葉市及び関係施設との情報交換と支援要請

4 緊急連絡

(1) 安否確認は以下のように行い、事業所もしくはレベル3の場合は災害対策本部へ報告すること。

- ① グループホームはホーム長もしくはサブホーム長によって利用者、職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。
- ② ホームヘルプはサービス提供責任者により利、上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。
- ③ 通所事業は管理者により上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。



- ④ 訪問看護は上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。
- ⑤ 相談支援センターでも上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。

(2) 注意事項

- ・ 連絡は簡潔に。長電話はしない。(定型句で)

5 情報の収集と提供

(1) 情報収集等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用者の安否確認	現場職員が確認
職員の安否確認	緊急連絡網により電話確認
建物の被害状況の把握	管理職員が収集。 建物の被害調査を、建築業者に依頼。
設備や物品の被害状況の把握	管理職員が収集。業者に被害調査を依頼。
ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話等)	災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集。
関係機関連絡先	別紙参照

(2) 注意事項

- ・ 利用者の安否確認を行う。
- ・ 職員の安否確認を行う。(建物内の職員、外出中の職員)
- ・ けが人の有無(程度も)を把握し、必要な応急処置を行う。
- ・ 収集した情報は、災害対策本部か事業所で貼り出し、情報の一元管理を図る。
- ・ 災害対策用の職員の収集と自宅待機職員の振り分けを行う。
- ・ 勤務時間外に発生した場合や主要職員の参加が難しい場合、参集者で災害対策室を立ち上げる。

関係機関連絡先一覧

千葉県庁	043-223-2110
千葉市役所	043-245-5111
千葉市中央消防署	043-202-1615
中央消防署宮崎出張所	043-263-2583
千葉県警察署	043-201-0110
千葉市中央警察署	043-244-0110
千葉市保健所	043-238-9920
カラカマ工務店	043-264-1052
やまとばし不動産	043-224-5351



信和不動産	043-261-4672
社会福祉法人 りべるたす	043-497-2373
訪問看護ステーションこすもす	043-309-5510

グループホーム一覧

すまいる ①	中央区星久喜町 942-5 ハイッ佐野 1-103号	
すまいる ②⑥⑨	中央区千葉寺町 437 プラムハウス 103号 105 206	
すまいる ③④	中央区蘇我 2-7-13 ドルチェ SOGA101号 102号	
すまいる ⑤	中央区宮崎 2-7-13	043-497-3871
すまいる ⑦	中央区宮崎町 518-6 Kハウス宮崎B棟	043-488-6610
すまいる ⑧	中央区川戸町 468-1	043-308-8661

社用携帯一覧 (50 音順)

天野 喜彦	070-4506-7439
池田 敏子	070-5554-3687
伊藤 佳世子	070-5556-7213
宇賀 静美	070-6520-4857
岡本 拓也	070-5079-4259
小山 幸子	070-5551-7599
鶴岡 由美子	070-6451-8028
成川 徹	070-6435-1055
西川 壘	070-5552-7090
林 典子	070-5551-8873
福井 佐一	070-5552-7302
藤木 翔太郎	070-5556-3823
藤嶋 嘉奈子	070-6517-5973
堀内 陽子	070-5374-6264
堀 智貴	070-5574-6850
三井 隆寛	070-6475-1136

6 応急救護・初期消火・避難等

応急救護	職員による 応急処置	職員による応急手当を実施する。
	医療機関へ の搬送	119番通報により、救急車を要請する。
初	火の始末	地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。 【点検場所】



期 消 火		<ul style="list-style-type: none"> ・キッチン ・コンセント回り
	初期消火	<p>火災を発見した場合は、大声で周囲の人に伝える。 自火報のボタン、もしくはベルのボタンを押す。 初期消火に努める。 大災害の場合、消防車が遅れることを考慮しておく。</p>
避 難 等	避難誘導	<p>避難が必要な場合、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 お互いに声を掛け合い、励ましながら。</p>
	避難場所	<p>火災時は、屋外に避難する。 風水害による洪水や土砂崩れの場合、大網街道方面へ。 ※ライフガーデン仁戸名駐車場にて待機。 地震時はその場合にとどまる。利用者と自分自身の安全を図る。</p>
	非常持ち出し	<p>あらかじめ非常用バッグを用意し、必要なものを収納しておく。</p>
	大地震発生時の落ち合い場所	<p>施設の倒壊等で外部へ避難する場合、川戸中学校へ集合する。</p>

避難レベルについて（レベル1－3）

レベル1	緊急な非難をするまでもないが、今後の状況変化が想定される状況。
レベル2	状況が悪化している中で、停電や浸水など建物に被害が出る可能性あり、もしくは出ている状況。
レベル3	建物自体の倒壊等が予想され、建物内にいることが危険な状況。



非常災害対策

●災害対策本部の設置●		●救護班●	
設置場所	社会福祉法人りべるたす本部（中央区川戸町468-1）		
統括管理者	①伊藤 佳世子	・医師 ・看護師 ◆りべるたす本部にて、必要な 応急救護を行う。	
	②堀 智貴		
	③池田 敏子		
	④西川 壘		
	⑤天野 喜彦		
●災害対策本部の必要物品●			
・ホワイトボード		・コピー機	
・パソコン			
・筆記用具			
・付箋			
・模造紙			
・スマートフォン			
・シフト予定表			
●統括管理者の役割（統括管理者は、対策本部にとどまる。絶対に動かない。）●			
①非常災害時のグループホームの対策の全指示・命令決定権			
②全体の動きの把握			
③連絡受信と発信（被災スタッフを想定し、動けるスタッフの選定）			
●ホーム長（サブ）の役割●			
①担当物件への連絡と確認			
②統括管理者への報告			
③現場への出勤・現場確認			
●避難レベルについて●			
レベル1	緊急な非難を要するまではないが、今後の状況変化が想定される状況		
レベル2	状況が悪化している中で、停電や浸水など建物に被害が出る可能性あり、もしくは出ている状況。		
レベル3	建物自体の倒壊等が予想され、建物内にいることが危険な状況。		
※レベル1、レベル2は待機、レベル3の場合は避難。避難の順番は、入り口に近く、軽度者から行う。利用者の救出及び避難困難の場合は、スタッフは避難すること。			
●スタッフ安全確認●			
* 統括管理者が動きが取れない場合を想定			
	・ 統括管理者となるスタッフ間で連絡を取り合い決定。		
	・ 選定順位→①伊藤②堀③池田④西川⑤天野		
* ホーム長もしくはサブのどちらかが動きが取れない場合、もしくは2人とも取れない場合			
	・ ホーム長とサブで連絡を取り合い、動きを確認。		
	・ 両者とも動けない場合、統括管理者が人選。		
	・ 必ず統括管理者とホーム長は連絡を取り合う。		
※ <u>統括管理者とホーム長は常に連絡を取り合う。統括管理者は、誰が？どこで？どのように動いているかを把握。ホーム長はこまめな統括管理者への報告を！！</u>			



●各セクションの動き●			
(統括管理者の動き)		(ホーム長の動き)	(現場スタッフ)
各ホーム長に担当ホームの安全・安否確認の指示。	←→	担当ホームの安全・安否確認。 状況により、現場へ急行。	統括管理者及びホーム長の指示に従い、動きを取る。大規模災害等で、指揮系統が機能しない場合が考えられる。その場合は、状況に応じて現場スタッフが必要な措置を講じる。
ホーム長からの連絡を待つ。		確認次第、統括管理者へ連絡し、状況を伝える。	
ホーム長との連絡が難しい場合、統括管理者が別の職員を選定、連絡、出動命令。		現場にて、避難レベルに応じて必要な対策を講じる。	
※いずれも、通信手段の不全等で連絡が取れない状況の場合は、各自連絡を待たずに出動する。			
●シフト連携対策●			
非常災害時には、スタッフ自身が被災を受け、スタッフ不足による現場シフトへの影響が懸念される。非常災害時は、臨機応変に対応したい。支援時間が長時間になることを想定しておく。			
物件名	非常災害時の最低必要人数		
すまいる① (ハイツ佐野)	必要なし。		
すまいる②⑥⑨ (プラムハウス)	103号室・105号室に各1人ずつ		
すまいる③④ (ドルチェSOGA)	必要なし。		
すまいる⑤	1階、2階に各1人ずつ		
すまいる⑦	物件に1人		
すまいる⑧	物件に2人		
●他事業者との連携●			
自社でのシフト困難な場合		*他事業者からの要請*	
現場からの欠員連絡 もしくは判断		他事業者からの 要請連絡	
統括管理者へ (シフト担当)		統括管理者へ (シフト担当)	
他事業所へ連絡		他事業所へ連絡	
現場もしくはホーム 長へ		自社より現場へ発動	
他事業所より現場へ 発動			